

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	7	担当課	私学文書課
法令名	公益信託に関する法律	根拠条項	29-3	不利益処 分の種類	勧告に係る措置命令		
(勧告、命令等) 第二十九条 行政庁は、公益信託について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益信託の受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 5 省略 (公益信託認可の取消し) 第三十条 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならない。 一 偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けた場合 二 第九条第六号に該当するに至った場合 三 受託者が、正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わない場合 2 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができる。 一 第八条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなった場合 二 第九条第一号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合 三 第十四条第一項、第十五条第一項又は第三節の規定に違反した場合 四 前三号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反した場合 3・4 省略							